

南三陸町告示第56号

官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務公募型プロポーザル方式実施要領を次のように定める。

平成24年9月10日

南三陸町長 佐藤 仁

官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務公募型プロポーザル方式実施要領
(趣旨)

第1条 この要領は、南三陸町における官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 業務名

官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務

(2) 業務目的

本業務は、町の復興と発展に資する地域生活交通を提供し、持続的に維持・改善していくために、民間企業のノウハウや地元企業の資源などを活かして、南三陸町地域生活交通計画を策定しつつ、各種交通事業や関連するサービス事業を持続的に事業展開するための一体的マネジメントに向けた運営方法を検討する。

(3) 業務内容

「官民連携による地域生活交通維持改善事業調査特記仕様書」のとおり

(4) 本業務において、企画提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

評価テーマ①：南三陸町の復興計画と整合し復興を支援するための地域交通を検討する
上での着眼点

評価テーマ②：南三陸町において、持続的に生活交通サービスの提供を検討する上での
着眼点

(5) 履行期間

契約締結の翌日から平成25年2月28日まで

業務想定規模

金14,406,000円（消費税含む）

担当課及び連絡先

南三陸町復興企画課 企画推進係 担当：大森・氏家

〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

TEL：0226-46-1371（内線605）

FAX：0226-46-5348

E-mail：oomori-ry279@town.minamisanriku.miyagi.jp

(資格要件)

第3条 プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「申込者」という。）に必要とする資格要件は、次

に掲げるとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ③ 法人格を有し、宮城県内に本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有しており、そこに配置予定技術者を配置することが可能なこと。
- ④ 平成24・25年南三陸町競争入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等）を提出している者であること。また、南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間にある者でないこと。
- ⑤ 業務について、十分な提案能力及び業務実績を有する者であること。

(2) 同種又は類似業務の実績

- ① 同種業務：平成19年以降において、国又は地方自治体が発注した宮城県内における公共交通に係る企画・調査業務の実績
- ② 類似業務：平成19年以降において、国又は地方自治体が発注した東北地方における公共交通に係る企画・調査業務の実績

(3) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は以下の資格のいずれかを有する者とする。

担当技術者は複数名配置可能とするが、評価対象は主担当技術者の1名とする。

① 管理技術者

- a) 技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

② 主担当技術者

技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

（プロポーザルへの参加申込）

第4条 申込者は、次により参加申込書等を提出すること。なお、提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することはできない。

(1) 参加申込書の提出期限

平成24年9月20日（木）17時必着

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企業の同種・類似業務実績（3件）（様式第2号）
※ 同種・類似業務実績に記載した業務について、契約の事実を示す書類（契約書及び特記仕様書）を添付すること。
- ③ 企業の当該地域における土木関係建設コンサルタント業務実績（1件）（様式第3号）

※ 業務実績に記載した業務について、契約の事実を示す書類（契約書及び特記仕様書）を添付すること。

(3) 提出先及び提出方法

参加申込書の提出は、第2条（5）に同じ。また、提出方法は、持参又は郵送による提出とする。

(4) 参加資格の審査

参加申込書を提出した者のうち、企業の同種・類似業務の評価から上位3社から5社程度を選定する。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認終了後、平成24年9月21日（金）までに参加資格審査結果通知書を郵送する。

(6) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、選定通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本企画提案に参加することができないこととする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき。

（参加申込書に係る質問及び回答）

第5条 参加申込書に関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問方法

- ① 質問は、電送及び電子メールにより質問書を提出すること。

※ 電送及び電子メールでの質問は着信を確認すること。

- ② 質問は、質問書（様式第5号）に従い作成すること。
- ③ 質問書の宛先は、第2条（5）に同じ。

(2) 受付期間

公示日の翌日から平成24年9月18日（月）正午までとする。

(3) 回答方法

平成24年9月19日（水）までに質問者に対して電送及び電子メールにより回答する。

（企画提案書の提出）

第6条 第4条（5）の通知（参加資格を有すると認めた旨の通知に限る。）を受けた申込者（以下「有資格申込者」という。）は、企画提案書を次により作成し提出すること。

(1) 企画提案書の提出期限

平成24年9月27日（木）17時必着

(2) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第4号-①）
- ② 業務実施体制（様式第4号-②）
- ③ 配置予定技術者（管理技術者）の経歴（様式第4号-③）
- ④ 配置予定技術者（管理技術者）の同種業務実績（1件）（様式第4号-④）
- ⑤ 配置予定技術者（主担当技術者）の経歴（様式第4号-⑤）
- ⑥ 配置予定技術者（主担当技術者）の同種業務実績（1件）（様式第4号-⑥）
- ⑦ 業務の実施方針、業務フロー、工程計画（様式第4号-⑦）

⑧ 特定テーマ（様式第4号-⑧）

⑨ 参考見積書（任意様式）

※ 添付書類

配置予定技術者の同種業務実績として記載した業務について、契約の事実を示す書類（契約書及び特記仕様書）を添付すること。

(3) 作成要領

① 提出する書類は、指定の様式（第4号-①）から（第4号-⑧）を基に作成するものとし、各A4判1枚以内に記載すること。

② 文字は10ポイント以上とする。

③ 提出部数は9部（正本1部・副本8部）とし、正本の企画提案書表紙には本店の代表者、委任先の場合は委任先の長の押印をすること。

④ A4判片とじ・片面印刷とする。印刷は白黒、カラーを問わない。

(4) 提出先及び提出方法

参加申込書の提出は、第2条（5）に同じ。また、提出方法は、持参又は郵送による提出とする。

(5) プロポーザル参加の辞退

有資格申込者は、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。

プロポーザルへの参加を辞退しようとする有資格申込者は、辞退届（様式第6号）を、直ちに担当課へ届け出なければならない。届け出は、電送及び電子メールによる提出とし、着信を確認すること。

（企画提案書の作成に係る質問及び回答）

第7条 企画提案書に関する質問は、次により行うこと。

(1) 質問方法

① 質問は、電送及び電子メールにより質問書を提出すること。

※電送及び電子メールでの質問は着信を確認すること。

② 質問は、質問書（様式第5号）に従い作成すること。

③ 質問書の宛先は、第2条（5）に同じ。

(2) 受付期間

参加資格審査結果通知の翌日から平成24年9月24日（月）17時までとする。

(3) 回答方法

質問については、平成24年9月25日（火）までに質問者全員に対して電送及び電子メールにより回答する。

（ヒアリングの実施）

第8条 企画提案書の内容について、以下のとおりヒアリングを行う。

(1) ヒアリング日時・場所

企画提案書提出後、日時、場所についての詳細は後日通知する。

(2) 出席者

配置予定管理技術者、主担当技術者の2名までとする。

(3) その他

ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(企画提案書の評価)

第9条 企画提案書の評価は、次のとおり行う。

(1) 評価委員会の設置

企画提案書及びヒアリングでの提案内容の評価、受託候補者の特定は、官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務委託候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行うものとする。

(2) 評価基準

- ① 評価委員会は、別に定める官民連携による地域生活交通維持改善事業調査業務評価の基準により、公平かつ客観的に評価し、評価点数が最高の者を受託候補者として特定する。
- ② 評価点数が同数の者があるときは、評価委員の多数決により決定する。
- ③ 結果は企画提案者全員に文書で通知する。
- ④ 審査内容及び評価結果に対する問い合わせには応じないものとする。また審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

(業務委託契約)

第10条 本企画提案の契約については、次により行う。

(1) 契約締結の順位

評価委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

本町と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払い条件

- ① 前払金は支払わない。
- ② 支払い方法は、本町と受託者との協議の上、契約書で定める。
- ③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。

(4) その他

契約時における仕様書は、別紙「特記仕様書」に記載されている事項を基本とするが、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。ただし、見積額に変更が生じた場合には、再度見積書を提出の上、業務想定規模の範囲内で締結するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年9月10日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、事業者が認定された翌日に、その効力を失う。